

発議案第4号

原発再稼働の中止を求める意見書（案）

東京電力福島第一原発事故発生から4年が経過した。しかし、いまだに福島県民約12万人が避難を余儀なくされ、事故原因は究明されず、かつ収束もおぼつかない。それどころか汚染水問題が日毎に深刻さを増している。

このような状況下で原子力規制委員会は九州電力川内原発1・2号機や関西電力高浜原発3・4号機が新規規制基準を満たしているとした「審査書」を正式決定したが、政府は影響する多くの周辺自治体や住民の意見を無視し、立地自治体の同意を取り付けただけで原発の再稼働の準備を進めようとしている。

新規規制基準は放射性物質が飛散する過酷事故を想定している。避難計画の策定は道府県とUPZ（緊急防護措置準備区域：概ね30km）圏内の自治体に義務付けられたが、国や原子力規制委員会は計画づくりに関与しない。

また、移動手段すら解決されず住民の避難計画の脆弱性が露見している。特に、火山噴火リスクの取扱いが噴火予測の限界とあいまいさの理解が不十分と日本火山学会が異議を唱えている。

よって、国におかれては、東京電力福島第一原発事故原因の徹底した究明と事故の収束が実現していないこと、実効性の担保された避難計画の策定は困難なこと、火山噴火リスクの予測が不十分であることなどから、川内原発、高浜原発などの原発再稼働を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月16日

香 川 県 議 会